



令和2年 第7回
本別町議会臨時会会議録

自 令和2年11月24日
至 令和2年11月24日

本別町議会

令和2年本別町議会第7回臨時会会議録

令和2年11月24日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第75号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第76号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 発議第 6号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第77号 | 令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）について |
| 日程第 9 | 議案第78号 | 令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第10 | 議案第79号 | 令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第11 | 議案第80号 | 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）について |
| 日程第12 | 議案第81号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第13 | 議案第82号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第14 | 議案第83号 | 令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第15 | 議案第84号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）について |
-

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|----------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第75号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |

| | | |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 7 6 号 | 常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 発議第 6 号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 7 号 | 令和 2 年度本別町一般会計補正予算（第 1 6 回）について |
| 日程第 9 | 議案第 7 8 号 | 令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 9 号 | 令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 0 号 | 令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 1 号 | 令和 2 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）について |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 2 号 | 令和 2 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 回）について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 3 号 | 令和 2 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）について |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 4 号 | 令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 8 回）について |

○出席議員（12名）

| | | | | | |
|----|-------|-----------|-----|-------|---------|
| 議長 | 1 2 番 | 高 橋 利 勝 | 副議長 | 1 1 番 | 藤 田 直 美 |
| | 1 番 | 水 谷 令 子 | | 2 番 | 柏 崎 秀 行 |
| | 3 番 | 梅 村 智 秀 | | 4 番 | 石 山 憲 司 |
| | 5 番 | 篠 原 義 彦 | | 6 番 | 大 住 啓 一 |
| | 7 番 | 山 西 二 三 夫 | | 8 番 | 黒 山 久 男 |
| | 9 番 | 方 川 一 郎 | | 1 0 番 | 阿 保 静 夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 高 橋 正 夫 | 副 町 長 | 大 和 田 収 |
| 会 計 管 理 者 | 花 房 永 実 | 総 務 課 長 | 村 本 信 幸 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 飯 山 明 美 | 住 民 課 長 | 久 司 広 志 |
| 老 人 ホ ー ム 所 長 | 前 佛 清 治 | 国 保 病 院 事 務 長 | 藤 野 和 幸 |
| 建 設 水 道 課 長 補 佐 | 小 出 勝 栄 | 総 務 課 主 査 | 石 川 雅 康 |

教 育 長 佐々木 基 裕

代 表 監 査 委 員 畑 山 一 洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 三 品 正 哉

総 務 担 当 主 査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第7回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、大住啓一議員、篠原義彦議員及び梅村智秀議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第17号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第17号専決処分報告、令和2年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,087万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

上段の1、歳入であります。17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金3,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金

でございます。

4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町南3丁目、税理士法人TAP様から20万円の指定寄付金でございます。

下段の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、24節積立金3,000円の増額補正は、寄付者の意向により公共施設等整備基金へ積み立てるものがあります。

下段の10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、17節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により、館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和2年9月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 郡山副院長の退職について報告をさせていただきます。

平成18年7月に町国保病院に着任され、平成21年4月からは副院長として御勤務をいただきました郡山副院長が、御本人の申し出によりまして来年の1月末で退職されることとなりました。

郡山副院長におかれましては、14年7カ月にわたり、これまで本町では診療が行なわれていなかった耳鼻咽喉科に従事をされ、優しく丁寧な診療により、町内はもとより町外からも患者が訪れるなど、新たな患者の確保や町内の介護、福祉施設との連携強化による地域づくり、福祉団体や自治会、学校における講習会の講師として積極的に出向かれるなど、病院のPRにも努めていただき、病院運営に多大な御貢献を賜りました。心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今後、耳鼻咽喉科の専門外来は行ないませんが、患者様の意向をお聞きしながらも、耳鼻咽喉科の専門的治療を必要とする方は専門病院に紹介させていただき、投薬治療や点滴治療など、当院の外来で対応できる方は引き続き当院で治療を継続させていただくことといたします。患者様には大変御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をいただきますように、お願いをする次第であります。

以上、本別町議会第7回臨時会の行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎日程第5 議案第75号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正につい

てを議題とします。

本件について、説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定の必要が生じ、職員組合の合意を得ましたので、提案するものであります。

人事院勧告の概要であります。期末手当の年間支給月数を0.05カ月分引き下げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.50カ月から4.45カ月とする内容であります。なお、月例給の改定は見送られ、据え置きとなっております。

実施時期は、期末手当の改定について令和2年12月1日から適用するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

これは一般職の期末手当について、0.05カ月分引き下げる改定であります。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

これは、一般職員の期末手当0.05カ月分引き下げの改定について、令和3年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025カ月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。この条例中、第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴う令和2年度期末手当の影響額は、全会計で451万5,000円の減額となる見込みであります。

以上、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議案第75号についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、これまでの人勧を鑑みるに、増額改定がなされるに際して、30代半ばまでの若年層を対象とした増額というものもなされてきたところでございますが、期末手当の減額となる本提案におきまして、若年層への配慮というものはどのように

検討なされた上での御提案なのかという点が、まず1点でございます。

2点目でございます。この国難とも言える、このコロナ禍において日本全国各地の医療従事者への負担というのは重くのしかかっているというところは周知のもとでございますが、本町においては現況逼迫したというところまでは及んでいないのかなと感じるところではございますが、いずれにせよ先行きは不透明であるこの現況下、本町における医療従事者への配慮というものはどのように検討なされた上での御提案なのかという点が2点目でございます。

3点目でございますが、今回は一般職員全般に渡りまして期末手当が減額となるという御提案でございますけれども、こちらは本町の職員におきましては公務員としての高い倫理観や使命感、これらに基づきまして、仮に可決をされて一般職員の期末手当減となったといたしましても、モチベーションの低下、意欲や町民へのサービスの低下など、こういった影響というものはないというような考え方でよろしいのか、その上での御提案なのかお伺いをいたします。

また、4点目でございますが、こちら本提案は北海道人事委員会による勧告をもとに検討されての御提案だと察するところでございますが、この北海道人事委員会における民間の調査対象事業者の実態というものは、どのようなものであるというような御認識でいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、若年層への配慮、それと2点目、医療従事者への配慮という部分でございますけれども、今回の人事院勧告につきましては期末手当の引き下げということでございますので、これまでの月例給のような若年層等々に配慮した改定ではございません。職員一律支給をされている期末手当の支給月数の引き下げということでございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

それと3点目の今回の期末手当の引き下げによります倫理観ですとか、あるいは職員の意欲、サービスへの影響はないのかという御質問でございますけれども、それに関しましては職員それぞれ人事院勧告に基づく改定ということでの理解はされていると思いますので、その辺に影響はないというふうに考えております。

あと、北海道人事委員会の関係でございますが、民間への調査ということでございますけれども、まず調査の概要でございますけれども、調査対象を企業規模50人以上、且つ事業所規模50人以上の道内の民間事業者395の民間事業所を対象に調査を行ないまして、その結果、民間の支給率が4.40、道の職員が4.50という結果になりましたので、道人事委員会としても期末手当の支給月数を0.05カ月引き下げるといった内容となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御答弁いただきました中で、1番目と2番目にお伺いした点でござ

います。

本提案におきましては、いわゆる月例給とは異なって一律引き下げですよというところについては、理解しているところでございますが、そもそもこの人勧自体が、いわゆる押し付けられるものではなく、各自治体の裁量によって条例等の制定をしていくべきだと、各自治体の現況に合わせてという性質のものでございます。

これまで、本町におきましては30代半ばくらいまでの若年層を守るというような観点から増額をしてきたという経緯がある中で、それらの検討というものがなされたのか否かというところでございます。そちらについて、改めてお伺いをいたします。これは医療従事者についても同じでございますが、本提案がそういった月例給のようなものではないということは理解してございますが、本提案に際してそれら十分に加味されて検討なされた上で、慎重審議の上での御提案なのかという点でございます。そうした議論がなければいけないという御答弁でも差し支えないと考えているところでございます。

続きまして、3番目にお伺いをいたしました、いわゆる実質上の期末手当の減というところに際しまして、モチベーション、意欲やサービスの低下というものはないのかというお伺いの御答弁でございますが、こちらの先ほど御説明の中でも職員組合の理解というか、合意を得たよというような御説明あったところでございますが、こちらの職員組合の加入率と言いますか、この組合から漏れている職員さんの意見聴取というものはなされていらっしゃるのかどうかについて、お伺いをいたします。つまりは、全職員快諾という理解でよろしいのかというところでございます。

最後にお伺いをいたしました、北海道人事委員会における勧告の対象事業所の実態の部分についての認識でございますが、こちらの公表されているものにおきましては395カ所の調査対象事業所のうち、調査完了事業所として355カ所、御答弁いただいたとおり50人以上の事業所というところでございますが、こちら私が承知するに50人以上とは言いながらも内48事業所は3,000人以上の事業所であると、100人以上の事業所につきましては146、500人以上につきましては30、1,000人以上につきましては43と約80%が100人以上の事業所が対象となっているところでございます。こちら先ほども述べたとおり、各自治体の事情等に合わせて検討するということが、この人勧の趣旨でございますが、これら本町の中小零細事業所も含む、本町の民間事業所の実態と本町役場職員との給与等のかい離というものについては、どのような御認識の上での御提案なのか、改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、2点目の関係でございますけども、先ほども答弁させていただきました、人事院勧告に基づきます改定ということでございます。御質問にありました若年層への検討、そういうものをされたかということでございますが、そこは行なっておりません。

3点目の関係でございますが、組合の加入率はちょっと把握はしておりませんが、

その組合に加入していない職員の考え方等々の関係でございますけど。

すみません、組合の加入率の答弁を改めてさせていただきます。組合の加入率でございますが約75%ということになっているようでございます。御質問のありました、組合以外の職員の部分でございますけども、それにつきましては特段聞き取り調査等を行なってはおりません。

4点目の関係でございます。北海道の人事委員会の調査の概要等々から各自治体での、例えば本町の中小企業の実態等を把握されているかということでございますけども、特段調査等を行なっておりませんので、その辺の実態というのは把握はしておりません。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番目、2番目にお伺いした点でございます。

御答弁の中で若年層を対象とした保護と言いますか、そういったところの検討はなされていないという御答弁でございましたが、こちらの医療従事者についても同様という理解でよろしいのかが、まずお伺いでございます。

また、職員組合に未加入の25%の職員については、普段から聞き取り等を行なっているというところでございますが、この人勧の趣旨、いわゆる期末手当の削減というものがなされてからは、日ごろから全員もれなくというところは、なかなか難しいのかなと察するところでございます。ついては、いわゆる全職員快諾というような理解には及ばないのかなというところでございますが、その辺はそうした理解でよろしいのか、お伺いをいたします。

最後にお伺いいたしました、町内事業所の実態という部分でございますが、これまでも何度か質疑をさせていただいたところでございますが、これらは、そもそもこの人勧というものが各自治体の実情に合わせて考えられるべきだという性質にも関わらず、なぜ町内の実態に目を向けようというような御姿勢にならないのかが、私自身は理解がなかなか及ばないのですが、その辺について本提案に際してどういうお考えのもと、そうした調査等を行なわず御提案に至っているのかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、医療従事者の関係でございますけども、それにつきましても若年層と同様ということでの答弁とさせていただきます。

2点目の組合加入率が75%でございますから、残りの25%の部分でございますけども、今御質問にありましたとおり、全職員が快諾をしたとならないのではないかとことですが、当然全職員に対して今回の人事院勧告に伴う改定について、一人ひとり意見聴取をしておりますので、そのようなことになるのかなというふうには思いますけども、ただ、職員として働いている以上、この人事院勧告というのは当然そのような形でしっかりと受け止めていただいているというふうと考えております。

3点目の町内の実態把握の部分でございますけども、人事院勧告にあたっての給与改定の考え方でございますけども、私どもといたしましては、これまで国等が出されている通知等を見ながらの対応でございますけども、まず平成18年になりますけども、地方公務員の給与のあり方に関する研究会というのが報告書を出しておりますけども、そこでは地方公務員の給与の考え方について、研究会で報告をされているのですが、改革の方向というところで、人事委員会を設置していない地方公共団体、本町もそうでございますけども、そういったところでは給与決定の考え方から言えば、何らかの形で当該団体内の民間事業の従事者の給料を調査し、給与決定を行なっていくことが理想である。ただ、考慮すべき民間事業者が勤務する事業所が大きく偏在をしていると、要するに人数ですとか社員数、あるいは役場職員のように課長、係長とかそういう役職等、そういったものが大きく偏在していることと、サンプル数が制約をされること、市町村にとって物理的、人力的に負担が大きいことを踏まえると現実的ではないという報告書もあります。

また、その後、平成22年になりますけども、地方公務員の給与等に関する専門家会合の取りまとめという中では、現行制度のもとで独自の民間給与水準の調査にコストを費やすことは市町村ごとに得られるサンプル数に限界があり、正確な比較に課題があること、費用対効果の面でも必ずしも民間の理解が得られるものとは考えられないことからすれば、都道府県人事委員会の調査結果を参考とすることが合理的なものと考えられる等々、国のほうからもこういった考え方が示されておりますので、町といたしましても、あくまでも基本的には人事院勧告に基づいての給与改定というふうにご考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

本町におきましても、平成26年度から昨年まで6年連続の増額改定となっていたところ、北海道人事委員会の勧告により本年度におきましては、10年ぶりの期末手当のみの減額となります。

昨今の事情等を鑑みるに減額せざるを得ない、こうした事情については、せざるを得ないこと自体につきましては、厳しい町財政、また先行きの見通せない国難とも言える、このコロナ禍においてやむを得ないと考えるところでございます。

しかるに、これからの状況下、期末手当0.05カ月の一律減額という改正ではなく、これをよすがといたしまして、職員の考え方やどうやってこの意識を変えて町民サービス

向上を図っていくのか等々の議論がなされるべきだと考えるところでございます。

また、これまで若年職員への配慮がなされて増額がされてきたという経緯もあるわけですが、それらを鑑みこれらの考え方につきまして、一貫したものとされるべきだと考えるところでございます。多くの若年職員等の意見を聴取し、成果に応じた報酬制度の導入などが検討されるべきであり、背景として職員聴取等についてもおぼつかない、十分なものとはなっていない、そうした気配が伺えない本条例改正提案には反対をいたします。

なお、道人事業委員会による対象事業所の調査におきましては、80%が100人以上、中には1,000人以上や3,000人以上という規模の極めて大きな事業所も対象となっており、これこそ現実的なものではない、本町の実情には合わないと思うところでございますし、これこそ民間、町民の皆様の理解を得られるものではないというふうに考えるところでございます。

議員諸兄姉の御賢察を賜りたくお願いを申し上げ、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、本町において人事院勧告に従い、一般職員の給与改定を行なおうとするものです。まず、本別町に関わらず地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業従業員の給与とのきんえいを考慮して定めると共に、社会一般の情勢に適用するように随時適切な措置を講じなければならないとされています。

また、人事委員会勧告は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準をきんえいさせることを基本として行っており、これまでも常に人事院勧告に従い、毎年給与の改定をしているところであります。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施し、今回の勧告ではボーナスについて民間事業所における昨年8月から本年7月までの近年1年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45月分に引き下げることにしたものです。

以上のとおり、社会一般の情勢に適応するように給与設定を随時改定する必要から設定された人事院勧告の給与の査定はしっかりした計画なり方針があつてなされるべきであり、現に慎重極める行為であると考えております。

本議案に反対される意見が一部の議員から表明されましたが、調査対象100以上の事業所が多いという御指摘ですが、本町で比較する事業所が少ないというふうに考えておりますし、本町職員の人数、階級、年齢も近いものが示されているのではないかと考えられております。

新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害などの事態が発生している中において、行政の担い手として国民生活を支える立場にある公務員に求められる役割は、これまで以上に重要なものとなります。職員一人ひとりが、その求められる役割を十分に果たしていただくことを希望し、本議案に賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第75号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第76号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与に関する勧告に伴い、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行なうことにより、常勤特別職の期末手当についても改正するため提案をするものであります。

改定の概要であります。期末手当の年間支給月数を0.05カ月分引き下げ、総支給月数を4.20カ月から4.15カ月とする内容であります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の210」を「100分の205」に改める。

これは期末手当について0.05カ月分引き下げる改定であります。

第2条、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の207.5」に改める。

これは、期末手当0.05月分引き下げの改定について、令和3年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025カ月を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上、議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） では、議案第76号についてお伺いをいたします。

本提案に際しまして、影響額の見込みとその内訳につきまして詳細お伺いをするものでございます。

また、本提案に際しまして、先の議案、一般職のものと同率のものというふうなところでございますが、これらにつきまして、常勤特別職でございますから、みずから身を切る覚悟というものをお示しになっていこうというような議論等がこの提案に際してあったのか否か、お伺いをいたします。

3番目でございますが、こちらも北海道人事委員会の勧告を受けて提案されたものと察するところでございますが、我が北海道の知事、鈴木北海道知事におきましては、みずからの給与3割と期末手当等を自主削減なされていると、合わせて副知事も自主削減を行っている実態がございます。

合わせて今年6月の期末手当につきましても、さらに10%の削減をなされたというところがございますが、実際の規模、立ち位置が違うとは言え、同じような特別職、同じ立ち位置というところから、これらについて提案に際して参考となされたような実態があるのか。また、これらについてはどのような御見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから後段の部分について、答弁をさせていただきます。

まず、今回の条例提案につきましては人事院の勧告に基づくものというふうにご考えております。そのような形で削減をしております。

それから、知事等のお話もありましたけれども、道知事は道知事の立場でお考えになったと思います。私ども町長、副町長、教育長については現状の、今までの6月の削減提案をしてきましたけれども、そんな形で現在考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思いま

す。

影響額については総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから影響額の関係について、答弁をさせていただきます。それぞれということでもよろしいですか。

影響額でございますけども、町長で3万8,000円。1,000円単位で丸めております。副町長が3万1,000円。教育長で2万8,000円。総額9万7,000円。これは12月分の影響額となります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

では、御答弁の順ということで後段のほうからお伺いをいたしますが、副町長から知事は知事だと、知事は知事のお考えだというような御趣旨の御答弁をいただきました。我々についてはというところで、町長、副町長、教育長におきましては、いわゆる議会の議員報酬の削減に呼応して削減をなされた経緯については、私も承知しているところでございますが、その知事は知事だと、よそはよそだというようなお考え方からいくと、またこの人勧の考え方というのはそれぞれ各自治体の実情というものに合わせて考えられてくるべきものでございますから、いわゆる人勧ないしは北海道の人事委員会というものに一律従っていくというお考え方にはならないのかなと私自身は御答弁から感じたところでございますが、本町においてそれぞれ町長、副町長、教育長におきましては、それぞれよそはよそというお考え方から、本提案におきまして何かそういうような考え、御提案に際しまして、何かそういったところ考える経緯、議論の経緯というものがあったのかどうか、お伺いをいたします。

また、この人事院勧告におきます、よそはよそという考え方から繋がってくるものでございますが、この人勧における本提案と、また、この現況下を鑑みてその余の考え方、例えばでございますが、別で財源確保とか聖域なき身を切る改革というようなところについてのお考えがある、これは人勧は人勧で慣例的なものでの御提案というようなところなのか、別のその余のお考え等があるか、そういった議論等があった上での御提案なのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 今回の減額につきましては人事院勧告に基づくものであります。

知事のお話もされて、知事は知事独自の考えがあつてあのようなことを取られたと思えます。私も町長、副町長、教育長についても過去には人勧以外にも5%、4%、3%、2%という形で、職員もそうですけども減額した経緯があります。

今回はあくまでも人勧に基づく削減という部分で考えております。そういう経過がありましたので、今回はあくまでも人勧準拠という考えで持っております。

あと、特別な削減、別な考え方ということはありませんけども、それは今後状況に応じて

考えていかななくてはいけないと思っておりますけれども、今のところは考えてはおりません。
以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
まず、原案に反対者の発言を許します。
梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

逼迫する町財政は、現状のままの運営ですと数年後には財政調整基金が底を突く恐れすらあり、合わせて先行きの見通せないコロナ禍において町民の生活に対する不安は募るばかりとの現況でございます。こうした現況下、まずは上から、トップから身を切る覚悟を示し、聖域なき改革を進めるべきところであるにも関わらず、一般職員と同率である期末手当の減額はこの考え方、また町財政が逼迫している本町の実情に合わないものであるというふうに認識するところであります。これらについて、こうしたところから一步踏み出せないでいるのは、トップとしての覚悟の無さを露呈するものであるというふうに考えるところでもございます。

北海道知事はそれぞれの考えと言いながらも、みずから自主削減を行ない、その範を示しているところ、北海道の構成自治体である我が本別町長におきましても、ぜひそうした姿勢を持っていただき、これまで複数ありました不祥事等で失われた町民の信頼を取り戻していただく必要があると考えているところでございます。

よって、本条例改正案には反対をするものであり、議員諸兄姉の御賛同を賜りたくお願い申し上げます、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 議案第76号に賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、提案理由にもあります、人事院の勧告に伴うものでございます。自主削減、身を切る改革とは全く別のものであります。

よって、賛成という立場で討論させていただきました。議員諸兄姉の賛同、よろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第76号常勤特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第6号

○議長（高橋利勝） 日程第7 発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の205」に改める。

第2条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の207.5」に改める。

附則。この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

なお、この提案については、先ほど職員及び特別職の人事院勧告に伴う減額に呼応して、議員としても同じような形で減額を提案するものです。

議員諸氏の賛同のほど、よろしく願います。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目でございます。

11月11日の議員協議会におきまして、職員より議長が1万3,870円、副議長が1万925円、委員長が9,690円、議員が8,787円。合計で11万6,277円の影響額の見込みであるというところが示されたところでございます。

ただ今、提案理由の御説明の中におきましても、先の議案に呼応して提案されるものだというような御説明があったところではございますが、本発議案の目的と理由というものにつきまして、どのような認識の上での発議なのか、お伺いをいたします。

また、2点目でございますが、我々がいただいているものは給与ではなく報酬というものでございますので、そもそも人勸の趣旨とは外れるという理解を私自身はしているところでございますし、そもそも人勸は各自治体の現状に合わせて考えられていくべきものだという性質のものでございます。

これまでにおきまして、増額の際でございますが、人勸を反映をしないできたこの議会の経緯というものもございまして、どのような議論やお考えの意見が交わされた上で本発議に至ったのか、詳細をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 最初に目的と理由ですが、目的理由というよりは先ほど申し上げたとおり、これまでも人勸の勧告に従って議員の中でも同様なことをずっと続けてきております。

また、減額という意味では、現時点では皆さんの合意の中で5%削減ということも実施しているのも、これは議員独自の考え方の中でやっているということで、今回は先ほど賛成討論にあったとおり、人勸を議員としても、人事院勧告に基本的に従うという形で例年やってきたものについて、そのとおり対応するという形の提案です。目的は、人勸の勧告に基本的に議会としても、議員としても従うというのがこれまで行なわれてきた、その中身を踏襲するという中身です。

それから、人勸の趣旨とは外れることについての認識はということなのですが、これまでの具体的な資料とかその時の金額等は手持ちにありません。基本的には人勸が出た時に、それに呼応して議員報酬も同じように報酬という形ですが、給与と同じようなみなし方で同じ対応をしてきたというのが、これまでの流れです。

また、その人勸以外の減額は先ほども町長のほうからありましたけれども、その当時の財政事情とか、それから町民の状況なんかに応じて議会としてもできる範囲ですけれども、報酬の減額等もやってきたのは歴史的経過としてあります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただ今、御答弁いただいた中で、これまで議会としても人勸を尊重してきたというような御趣旨の御答弁をいただいたところですが、これまで例えば昨年度におきまして、昨年度までは増額というものが繰り返されてきましたが、議会としては意思表示をして増額していませんよね。人勸に応じてしていないのに、これまで人勸を尊重してやってきたというのは、御答弁として誤りであるのかなというところがございます。都度都度、議会としてどうするのか、議会の自立圏の中で判断をしてこられたのではないのかなというのが、私の認識でございますが、ただ今の御答弁の御趣旨について改めてお伺いをいたすところがございます。

また、人勧の趣旨の部分でございますが、本発議に際しまして我々議会、この発議者の中で本町の実情を照らして、独自に考えていく必要があるのがそもそも人勧の考え方を尊重しているものではないかと私自身考えるところでございますが、この額につきまして、適当な額だというふうに考えられていらっしゃるその理由について、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 大枠に対しては、人勧の増額の中身については、その時の町の財政事情等も鑑みただけでそれに応じなかったことも何回かあるということはあります。ただ、基本的には減額の時の人勧は基本的に尊重してきているというふうに記憶をしているところです。

何年にどういう対応をしたかというのは、手元に資料を持ち合わせておりませんが、増額の時にはかなり慎重に増額に応じないことのほうが多かったように記憶しておりますが、その辺は議員のほうが調べているかと思えますけれども、そういう経過があって、人勧を基本にそれに対応してきたということです。

町の状況について、どのような把握をしているかということなのですが、議員それぞれが議員活動の中で把握しているということで、議員全体でこういう状況だからという議論があった上で今回の提案ではありませんので、私のほうからの答弁は差し控えたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目のお伺いでございますが、増額については慎重にというところで御答弁いただいたところでございます。

これ当然その増額だけではなくて、町財政を鑑みて減額についても、その額について増額一辺倒だけではなくて、増でも減でも町財政というものを鑑みて、それが適当かどうかというのを都度都度判断していくというのが、本来あるべきことだというふうに私自身は認識していますし、これまでもそうしてこられたのではないのでしょうか。

本件におきまして、どういうそういった現在の町財政というものを鑑みた上でこの0.05カ月の期末手当の減というものが適当だというふうに考えられたのか、その考え方の形成の経緯について理解が及ばないものですから、御答弁を求めるものでございます。

2点目のお伺いでございますが、御答弁の趣旨が私、理解できませんでしたので、もう一度御答弁いただけたら幸いです。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 同じ答弁の繰り返しになるかと思えますけれども、その都度増減の人勧のそれぞれの提案があった時に、今の町民の皆さんの暮らし状況を考えた時に、素直に増額を受け入れるべきかというような話し合いをした上で、今回は人勧の勧告けれども、これは見合わそうというような議論をしたことが数回あって、増額の時に増額していないという経過があったというふうに思います。

減額については、この額でいいのかどうかという議論は基本的にはしていないと思います。

ただ、減額ですから、これは人勧の言うとおりの今の状況なら減額しましょうというような、そういう議論の中で増減の議論をしながら、現在に至るという中身です。

町民の皆さんの状況を、どのように把握しているかという趣旨の話だというふうに思います。私は私なりにということ、ここで答弁してもしょうがない話なので、議員全体として今こうこうだから、こうしようというような話し合いはあまりされていないのではないかなというふうに思いますけども、ただ皆さん、議員活動の中で肌で感じられているというふうに思います。その中で、今回の減額提案について、多くの議員の皆さんがこの中身でいいということになったのではないかなというふうに、これは私の想像ですけども、そういう理論としては表舞台であまりやられた経過はないかと思えますけども、いろいろな話の中であそこがこうなのだよ、ここが大変なのだよという話は議員間の話の中で出ているのは御承知かと思えます。

そういうことを踏まえて、議員なりに町民生活を捉えた上での今回の人勧の減額提案に対する議員としての意思表示だというふうに理解をしているところです。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行なわせていただきます。

繰り返しとなりますが、町財政が厳しくコロナ禍においても先行きが見通せず、町民の不安は募るばかりでございます。

そうした中、我が町議会といたしましては、時限立法ではありますが5%の議員報酬の削減、また先だって、これらを財源といたしまして具体的コロナ対策の要望等を町行政に押し行なったところであります。

こうした状況下、この人事院勧告というものにおきましては、この議員報酬等を見直すせっかくの機会でございますから、二代表制の一翼を担う町議会といたしまして、さらなる議論を進め、より有効的、効果的な提案等をする機会とすべきでございます。であるところ、本発議におきましては、それらの議論が成熟しておらず、結果として人勧に基づく少額の削減案に留まっている現状でございます。

我々自身もさらに身を切る覚悟を示し、町民の皆様の信託にお答えしていくべきであり、改めての議論が必要であると考えるところでありますので、本発議には反対をいたします。

議員諸兄姉におかれましては、御賛同いただければ幸いです。ぜひこれを御一考なさるよすがとしていただければ、幸いでございます。

以上、発議第6号の反対討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 発議6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

ただ今、反対討論等、質疑も含めてございましたが、人事院勧告の内容を鑑み、また町理事者、職員の皆さんの職員組合等々を考え、また町議会一体となった考え方で進むべきということは先の議員協議会でも承諾済みというふうに認識しております。

また、コロナ禍において、いろいろ町民の生活にも難儀をしているところでございますが、それらについては議員諸氏の普段の議員活動においても、これから政策に反映できるものというふうに認識しているところでございます。

従いまして、本発議においては全会一致で議員協議会を来ていると私は認識しておりますので、今回におきましても議員各位の賛同を得た中でのお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第77号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第77号令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第77号令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告及び人事異動等による人件費の調整であります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,087万2,000円とする内容であります。

なお、人事院勧告及び人事異動等による人件費の調整によりまして総額で1,600万3,000円の減額となりましたが、全額を財政調整基金に積み立てることといたしました。このことから、今回の補正は歳出のみの補正となっております。

それでは、事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳出ですが、各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費などの人件費につきましては、15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

なお、一般会計における人事院勧告による期末手当引き下げに伴う影響額は全体で238万2,000円の減となっております。

また、各特別会計及び企業会計への繰出金等につきましては、人事院勧告及び人事異動等による人件費の調整となっております。

それでは、2段目にあります2款総務費、1項総務管理費、1項一般管理費、2節給料一般職員給429万9,000円の減額、その下3節職員手当等、一般職259万3,000円の減額、その下4節共済費、一般職97万8,000円の減額補正は、職員の退職及び人事院勧告等に伴う調整であります。

次の14目基金費、24節積立金1,600万3,000円の増額補正は、さきほど説明いたしましたとおり、人件費の減額補正分を全額、財政調整基金に積み立てるものであります。

なお、財政調整基金は、今年度当初予算で2億5,000万円を繰り入れておりますが、今回の補正分と前回までの計上分を合わせた積戻額は1,602万1,000円となり、繰入額の減額調整2,966万5,000円と合わせ、現時点での基金残高は5億9,864万8,000円となる見込みであります。

5ページ、6ページをお開きください。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2節給料343万2,000円の増額、3節職員手当等123万8,000円の増額、4節共済費100万2,000円の増額補正は、人事異動及び人事院勧告等に伴う調整であります。

7ページ、8ページをお開きください。

5段目にあります、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、2節給料136万8,000円の増額、3節職員手当等49万2,000円の増額、4節共済費36万7,000円の増額補正は、職員の採用及び人事院勧告等に伴う調整であります。

9ページ、10ページをお開きください。

2段目にあります、7款1項商工費、1目商工総務費、2節給料343万2,000円の減額、3節職員手当等174万4,000円の減額、4節共済費119万5,000円の減額補正は、人事異動及び人事院勧告等に伴う調整であります。

11ページ、12ページをお開きください。

2段目の10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、2節給料、一般職員給445万7,000円の減額、3節職員手当等、一般職268万5,000円の減額、4節共済費、一般職134万1,000円の減額補正は、職員の退職及び人事異動、人事院勧告等に伴う調整であります。

13ページ、14ページをお開きください。

2つ目の5項保健体育費、3目学校給食費、2節給料183万6,000円の増額、3節職員手当等110万4,000円の増額、4節共済費70万6,000円の増額補正は、人事異動及び人事院勧告等に伴う調整であります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号令和2年度本別町一般会計補正予算（第16回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第78号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第78号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,946万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをごらんいただきます。

中段の2、歳出ですけれども、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等から4節共済費、18節負担金補助及び交付金までの総額12万1,000円の減額、その下段の6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、2目健康管理事業費、3節職員手当等から4節共済費までの総額2万6,000円の減額補正は、人事院勧告に基づきます制度改定等によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しております。説明は省略させていただきます。

戻りまして上段の1、歳入ですけれども、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金14万7,000円の減額補正は、歳出で説明しました事務費及び事業執行見込みにより調整するものでございます。

以上、令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第79号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯山明美) 議案第79号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等による人件費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,427万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが、3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費及び下段の2項包括的支援事業・任意事業費の補正につきましては、人事院勧告による人件費の調整であります。

5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして上段の1、歳入ですが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金15万6,000円の減額は、歳出で説明いたしました人事院勧告等により調整するものであります。

以上、令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号令和2年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第80号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第80号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第80号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,262万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、3節職員手当等から4節共済費までの総額42万8,000円の減額、その下段、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等から4節共済費までの総額17万9,000円の減額補正は、人事院勧告に基づく制度改定等によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

戻りまして上段の1、歳入ですが、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金60万7,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第81号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第81号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告によります期末手当の改定に伴う減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億305万4,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、3節職員手当等4万8,000円の減額は期末手当の改定によるもので、4節共済費4万2,000円の増額は共済費対象基準額及び掛け率の変更によるものです。

5ページ以降に、給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

同ページ上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の6,000円の減額は収支の調整によるものです。

以上、令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号令和2年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第82号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第82号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第82号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告によります期末手当の改定に伴う減額及び人事異動によります減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,527万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金は、期末手当の改定及び人員減に伴う減額で、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金357万5,000円の減額は収支の調整によるものです。

以上、令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号令和2年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第83号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第83号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第83号令和2年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う期末手当の制度改定に伴う減額が主な内容であります。補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和2年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は4万7,000円減額補正して、収入の総額を1億5,546万円とするものであります。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は4万7,000円減額補正し、支出の総額を

1億5,546万円とするものであります。

予算書の説明につきましては、収益的収入及び支出いずれの項目も、期末手当の改正および共済費対象基準額及び掛率の変更によるもので、説明は省略させていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を4万7,000円減額補正し、3,443万円に改めるものです。

給与改定等の詳細については、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第4条、予算11条に定めた補助金の金額を4万7,000円減額補正し、2,594万8,000円に改めるものです。

以上、令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号令和2年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第84号

○議長(高橋利勝) 日程第15 議案第84号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第84号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補

正予算（第8回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支で、人事院勧告及び人事異動に伴います人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を24万円増額し、収益の合計を11億1,773万円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を331万9,000円減額し、費用の合計を12億5,894万2,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を331万9,000円減額し、8億2,316万円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を5万5,000円減額し、632万円に、基礎年金拠出金公的負担経費を29万5,000円増額し、1,728万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。上段をごらんください。

収益的収入及び支出の収入では、第1款病院事業収益、第2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金24万円の増額補正につきましては、人事院勧告及び人事異動等による給料、手当の変更による、一般会計からの繰入金の変更でございます。

次に、下段をごらんください。

支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費331万9,000円の減額補正につきましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う給与費の調整を図ったものであります。内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8回）

についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第8回)については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第7回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告(午前11時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月24日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 大 住 啓 一

署名議員 篠 原 義 彦

署名議員 梅 村 智 秀